

【参考】マイナンバーカードと保険証の一体化後の保険医療機関等の受診方法

①

マイナ保険証



オンライン資格確認が可能な医療機関で使用可能



有効期限：無

オンライン資格確認不可の医療機関の場合は以下の方法のいずれかにより受診可能

マイナンバーカード



+



マイナポータル（スマホ）

※医療機関で受診する際はマイナ保険証によるオンライン資格確認が原則だが、オンライン資格確認不可の医療機関や、停電、ICチップ破損等有事の際には、スマホで資格情報画面を表示し、マイナンバーカードを提示することで医療機関の受診が可能。（スマホのみでの受診は不可）

マイナンバーカード



+



マイナポータル（PDF）

※オンライン資格確認不可の医療機関や、停電、ICチップ破損等有事の際には、マイナポータルから自身のスマホ等の端末にPDF形式で医療保険の情報を保存し、保存した資格情報をマイナンバーカードと共に提示することで医療機関の受診が可能。（資格情報のPDFのみでの受診は不可）

マイナンバーカード



+



資格情報のお知らせ

※左記のようにスマホでの対応が困難な方は資格情報のお知らせとマイナンバーカードを提示することで医療機関の受診が可能。（資格情報のお知らせのみでの受診は不可）

②

健康保険証

健康保険 被保険者証	本人（被保険者）	〇〇年〇〇月〇〇日交付	〇〇
氏名	〇〇 〇〇	番号	〇〇
生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日		
性別	△		
資格取得年月日	〇〇年〇〇月〇〇日		
事業所名称	〇〇 会社		
保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇		
保険者名称	全国健康保険協会 〇〇支部		
保険者所在地	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地		

すべての医療機関で使用可能

有効期限：令和7年12月1日まで
※経過措置期間終了まで

③

資格確認書

健康保険 資格確認書	本人（被保険者）	令和6年12月2日交付	〇〇
記号	00000000	番号	00
氏名	協会 太郎	（検査）	00
生年月日	平成元年 5月10日		
性別	男		
資格取得年月日	令和6年12月2日		
有効期限	令和11年11月30日		
保険者番号	999999999		
保険者名称	全国健康保険協会 〇〇支部		
保険者所在地	〇〇市〇〇町9-9-99		

すべての医療機関で使用可能

有効期限：最大5年